

議案第46号

三朝町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年12月9日

三朝町長 松浦弘幸

三朝町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和45年三朝町条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(償還等) 第15条 略 2 略 3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u>	(償還等) 第15条 略 2 略 3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。